

介護職員処遇改善交付金事業Q & A

問1 交付金の対象期間が平成21年10月サービス分からの30か月であるが、その後はどうなるのか。

回答

~~期間終了後の国の動向は不明です。なお、平成24年4月は次期の介護報酬改定時期となりますが、次期改定の方針等もでておりません。~~

~~また、対象期間終了後まで処遇改善を強制するものではありません。職員に対しては、介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）には期限の限定がある旨周知するのも方法であると考えます。~~

平成21年10月15日長妻厚生労働大臣から、「本交付金については当初の予定どおり実施するとともに、平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む。」旨の方針が示され、平成21年10月16日付けで厚生労働省老健局介護保険計画課から本交付金の積極的活用依頼と「21年度の交付申請は、12月中の申請まで特例的に10月サービス提供分に遡及して交付金を支払うこととする」との通知がありました。

平成24年度以降の仕組みについては今後国において検討していくこととなりますが、平成23年度末で終わりではなく、その後も継続的に処遇改善を図っていくとの方針ですので、申請を躊躇されていた事業者におかれましては、今一度お考えの上、積極的な申請をお願いします。

問2 介護職と看護職について、特に老人保健施設の場合、職務内容が重複することが多いが、それでも介護職のみが対象なのか。

回答

介護職員のみが対象となります。なお、国のQ&Aの問14にもあるとおり、人員配置基準を満たした上で、配置基準を超える看護職員が実態として介護業務に従事している場合等は交付金の対象となります。

問3 賃金以外の処遇改善（貸与している制服の枚数増、研修費用負担、研修時の人員不足に対応する臨時雇用費用など）のための費用も交付金の対象となるか。

回答

交付金は介護職員の賃金改善に要する費用（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）以外の費用に充てることはできません。

なお、賃金には退職手当は含まれません。

問4 複数の事業所について一括申請した場合、サービス区分ごとの交付金の範囲で当該サービスに従事した介護職員の賃金改善を行わなければならないのか。

回答

一括申請して交付を受ける複数サービス分全額をそれら複数事業所の介護職員に均等に分けることも可能です。例えば訪問介護事業分として受けた交付金の一部を通所介護の介護職員の賃金改善に充てることも可能です。一方、訪問介護事業所内の介護職員それぞれについて勤務年数等に応じて賃金改善額に差をつけることも可能です。

いずれにしても、交付金の配分に当たっては、交付金の趣旨をよくご理解のうえ適切に判断、実施してください。

問5 平成22年度、平成23年度の改善額は平成20年10月から平成21年3月の賃金に対する改善ということでよいのか。

回答

お見込みのとおり。

問6 賃金改善の実施時期は支給日の属する月で判断するのか。

回答

お見込みのとおり。

例えば平成21年10分の給料を翌11月の5日に支給する場合は11月となります。なお、この事例では改善期間は平成21年11月～平成22年2月の4か月となります。

問7 交付金の収入科目は介護報酬として計上していいのか。

回答

交付金は介護報酬とは違うため別の適切な科目（補助金等）で計上してください。

問8 平成21年11月1日以降に交付金を申請した場合、10月サービス提供分にかかる交付金の支払いを受けることは可能か。

回答

~~交付金は申請月のサービス提供分から対象とすることとされており、申請月より遡っての支給は認められません（国のQ&A問22）。~~

~~また、10月に一度申請したとしても書類の修正や添付資料不足のため、再申請が11月になってしまった場合も10月サービス分は交付対象にはなりません。このため、申請は修正等に要する期間も考慮し早めに行ってください。~~

~~なお、本県の場合、この交付金は平成21年10月中旬頃議決される予定の9月議会に予算を計上するため、県からの承認通知については10月下旬になる予定です。~~

交付金は、原則として申請月のサービス提供分から対象とすることとしており、申請月より遡っての支給は認められませんが、平成21年度補正予算の一部見直しによる影響等を配慮し、平成21年12月末までに申請のあった事業者に関し、特例的に10月サービス提供分に遡及して交付金を支払うこととされました。

ただし、支払いは遅れることになります。

また、県からの承認通知については、10月23日までに申請内容を確認したものは10月下旬に、それ以降は順次まとめて行います。

問9 別紙様式2「介護職員処遇改善計画書」の⑥の「介護職員賃金総額（月額平均）」は基本給のほか変動する時間外手当等各種手当を含んだ額で算出するのか。

回答

平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間に全介護職員に支給した賞与や時間外手当等を含んだ額すべて（退職手当は除きます）を6で割った数を記入してください。

なお、⑦の「1人当たり介護職員賃金額（月額平均）」は⑥を介護職員の常勤換算数で割った数を記入してください。

問 10 複数の事業所を一括して申請する場合、別紙様式 2「介護職員処遇改善計画書」の(2)「賃金改善以外の処遇改善について」においては一括申請したすべての事業所が該当する項目のみしか○を付けられないのか、一つの事業所でも実施(又は実施予定)の場合は○を付けてもいいのか。

回答

一括申請したすべての事業所が該当しなければ○を付けられません。事業所によって該当する項目が違う場合は該当する項目ごとに申請を分ける必要があります。

なお、「処遇全般」・「教育・研修」・「職場環境」ごとに○を一つ以上付ける必要はなく、「その他」を含めた全体で一つ以上該当していれば結構です。

問 11 交付金承認申請時に添付する就業規則は、申請時において処遇改善事項が含まれていない現行のものでもよいのか。

回答

申請時に就業規則に処遇改善事項が含まれていなくても、現行のもので受け付けます。その場合は、就業規則を改正した後、すみやかに変更届とともに改正した就業規則を提出してください。

問 12 別紙様式 5 の「介護職員処遇改善実績報告書」の③介護職員常勤換算数については、県介護保険室ホームページ下段の「介護保険事業者申請関係様式」中の「(参考様式第 1 号) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」をもとに毎月算出の後、合算した常勤換算数でよいのか。その際、小数点以下の数字の取扱いも上記一覧表の注釈に従ってよいのか。

回答

お見込みのとおり。

問 13 別紙様式 5 の「介護職員処遇改善実績報告書」に添付する⑦の積算根拠となる資料はどのようなものか。

回答

現時点では、平成 20 年下半期と交付対象年度(平成 21 年度でいえば平成 21 年度の賃金改善期間)それぞれの賃金台帳の写し及び賃金改善額を計算した書類(任意様式)等を想定していますが、具体的には平成 22 年度申請に向けた説明会(平成 22 年 1 月頃開催予定)の場で説明いたします。

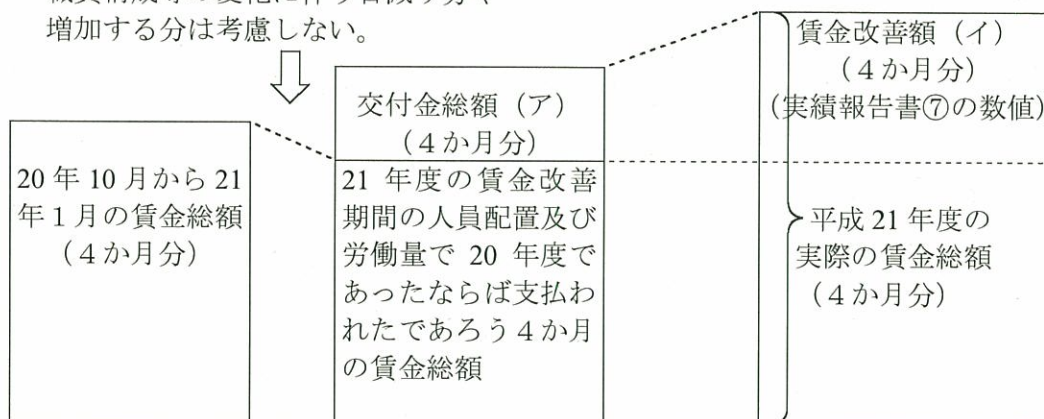
問 14 賃金改善額の考え方について教えてほしい。

平成 21 年度から平成 24 年度の各年度とも、平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月(以下「平成 20 年度下期」という。)までの賃金水準との比較になります。

申請対象年度において平成 20 年度下期から人員の入れ替わり等があった場合は、例えば平成 21 年度でいえば、21 年度の介護職員が平成 20 年度下期に在籍して 21 年度と同様の業務量を行ったとした場合の賃金総額を計算し、21 年度の賃金総額から差し引いた金額(A)と、同様の考え方で法定福利費等の事業主負担額(B)も算出し、A+Bの額が賃金改善額となります。

例1 平成21年度の賃金改善期間を平成21年10月から平成22年1月とした場合

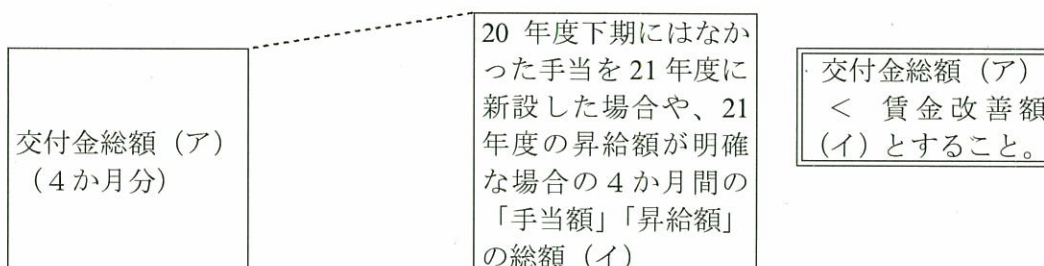
職員構成等の変化に伴う目減り分や
増加する分は考慮しない。



【20年度介護職員】 A,B,C,D,E の5名 → 【21年度介護職員】 A,B,C,F の4名

交付金総額 (ア) < 賃金改善額 (イ) とすること。

例2 手当を新設した場合や昇給額が計算できる場合等、明確に賃金改善額が区分できる場合



※改善額が明確な場合とは、〇〇手当として〇〇円、昇級として一律〇〇円など20年度下半期の賃金と明確に区分できる場合をいいます。